

確定申告で税金取り戻す 多様な控除を見逃さずに

日本経済新聞 2017/2/18

2月16日から3月15日までは確定申告のシーズン。年末調整を受けた会社員でも、確定申告をすることで税金を取り戻せることは多い。今回からの変更点や意外に知られていない注意点など、確定申告を賢く使うポイントを知っておこう。

まず変更点からみてみよう。2016年分から国内外の国債や外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）といった公社債などと、上場株式や公募株式投資信託などの損益が通算できるようになった。例えば上場株式の譲渡益が合計100万円、外国債券の譲渡損が200万円という場合、15年分までなら両者は通算できず上場株式の譲渡益だけ2割課税されていた。これが16年分からは通算できる。

個人の金融取引では自動的に税金を計算して差し引く「源泉徴収ありの特定口座」がよく使われる。すべての取引を1社のこの口座だけでしていれば自動的に通算できるが、複数の口座があると利益の方だけ課税されたままになる。「確定申告すれば税金が戻り、通算後も損失が残れば翌年以降に繰り越せる」とSMB C日興証券の植村繁証券税制支援課長は話す。

■子の年金保険料も

確定申告、5つのポイントと一般的なケース

1 今年の申告での変更点は？

- 債券と株の損益が通算可能に

公社債など(A社の口座) 国債、社債、外債、外貨MMFなどの利子・分配金や譲渡損益など	←→ 2016年分 からが対象	上場株式など(B社の口座) 株式、ETF、REIT、株式投資などの配当・分配金や譲渡損益など
---	-----------------------	--

- 相続した空き家の譲渡益が3000万円まで控除可能に
- 3世代同居のリフォーム費用が控除可能に
- マイナンバーの記載が必要に

2 忘れがちな控除や節税策は？

- 大学生の子どもの分を支払った年金の社会保険料控除
- 5年超所有の自宅の譲渡損は一定条件で給与と通算可能
- 外貨預金の損と公的年金などは通算可能
- 夫が死亡した妻の寡婦控除
- 災害の被害額の雑損控除



3 過去の申告ミスは回復できる？

- 控除忘れや通算は5年間さかのぼって修正可能
- 損失の繰り越しは申告が中断すると回復不能

4 副業の申告はどうする？

- 所得20万円超は申告が必要
- 勤務先に知られたくなければ住民税の徴収欄に「自分で納付」を選ぶ

5 申告による思わぬデメリットは？

- 配偶者控除の適用除外や国民健康保険料の増額も
- ふるさと納税の「ワンストップ納税」が無効に

やはり今回から可能なのは相続空き家の 3000 万円控除。13 年 1 月 2 日以降に相続した空き家を 16 年 4 月以降、相続から 3 年後の年末までに売ったとき、亡くなった人が一人暮らしをしていたなど条件を満たせば、譲渡所得が 3000 万円まで税金がかからない。16 年に売った場合は今回の申告が必要だ。

また省エネ目的のリフォームなどはこれまでも減税対象だったが、今年の申告からは 3 世代が同居するための改修費用も自己資金の場合で 10% (最大 25 万円) まで税額控除できるようになった。16 年 4 月以降に居住を始めていることなどが条件だ。

次に従来も可能だったが見落としがちな控除や節税策をみていこう。「大学生の子の国民年金保険料を控除し忘れてる人は多い」(税理士の服部誠氏)。年間の保険料は 20 万円弱なので、所得税・住民税の合計税率が 2 割の人なら申告で 4 万円弱が軽減される。同居していない子や親でも、生活費を援助していて同一生計などなら扶養控除の対象だ。年末調整で控除を忘れていけば申告しよう。

5 年超所有の自宅を売って譲渡損が出た場合、ローンを組んで買い替えるなど一定条件を満たせば、給与所得などと相殺できることもあまり知られていない。これも翌年の確定申告が必要。自宅売却の予定があるなら、給与所得が高い現役時代の方が多く通算できる。通算で損失が残る場合は翌年以降に繰り越せる。

為替が乱高下したなか外貨預金も通貨次第では損失が出たかもしれない。冒頭の株や公社債が原則的に申告分離というグループで課税されるのと異なり、外貨預金は雑所得の総合課税だ。公的年金や原稿料などは同じ雑所得の総合課税なので、申告すれば外貨預金の損失と相殺できる。

寡婦控除も忘れがちだ。夫と死別し所得が 500 万円以下の女性などは原則 27 万円が控除される。「夫の死亡後に年金暮らしをしている女性で控除が漏れている人は、申告で還付が発生しやすい」と税理士の福田浩彦氏は話す。

医療費控除は医療費から民間保険の保険金などを引いた額が原則 10 万円超の場合は控除対象になるが、計算方法には誤解も多い。例えば(1)医療費が 20 万円(2)生命保険会社からの医療保険金が 30 万円(3)歯科治療の費用が 15 万円——という場合、(1)~(3)をすべて通算すれば 5 万円なので控除対象外にみえる。

■ 5 年以内なら還付

しかし「保険金はその目的となった医療費とだけ通算する」(福田氏)ので、(1)(2)を通算後もまだ残る保険金 10 万円は(3)に影響を与えない。(3)で 10 万円を超える 5 万円分は医療費控除の対象になる。ちなみに公的健康保険の傷病手当金、出産手当金などは医療費から差し引く必要はない。

過去に本来還付されるべき金額があったことに気付いた場合、どうすればいいか。5 年以内なら請求して税金の還付を受けることが可能だ。ただし金融取引や自宅売却などによる損失の翌年度以降の繰り越しについては「毎年連続して繰り越しの申告を続けていないとそれ以降繰り越せない」(税理士の柴原一氏)ので要注意だ。

副業が禁止でない会社も増えてきた。それでも勤務先に知られたくない場合があるだろう。今年からマイナンバーの記載が必要になり心配する人も多いが「税務署が副業を会社に通知することは通常ない」と服部氏は話す。

重要なのは申告の際に記入する住民税の徴収方法。「自分で納付」「給与から差し引き」

のどちらかにチェックマークを入れて選ぶ。副業を知られたくない場合は「自分で納付」にするのが無難だ。(編集委員 田村正之)

■ふるさと納税特例 無効になることも

確定申告では思わぬデメリットもある。金融取引の通算などで申告するとその年の所得が増えることがある。そのため例えば配偶者控除(所得38万円以下)からはずれたり、国民健康保険料が上昇したりすることがある。申告のメリットとどちらが大きいかを比較したい。

ふるさと納税では寄付先が5カ所以内なら確定申告しなくても自治体に申請書を送るだけで寄付金控除を受けられる「ワンストップ特例」がある。しかし医療費や住宅ローン控除などで確定申告すると特例は無効になる。改めて寄付金控除の確定申告が必要だ。「特例が無効になったことに気付かない人も多いとみられる」と柴原氏は話す。

親の扶養控除を申告してなかった。いまからでも手続きできる?【40代からのマネー講座】

Fame2017.2.22

去年の年末調整の際、同居している年金受給者の父を、初めて扶養家族として申告することにしました。父は65歳で会社を定年退職後、5年間経っています。その間、年金受給のみでした。これまで父を扶養家族として申告していませんでしたが、この期間の扶養控除を遡って申告することはできますか?(40歳、会社員)

厚生労働省からの年金や企業年金は、雑所得の公的年金等となります。公的年金等の収入金額から公的年金等の必要経費を引いた年金所得が年間38万円以下でしたら、扶養家族とすることができます。

厳密には年金受給者を扶養家族とすることができるかは、毎年1月半ば~月末にかけて送付される公的年金等の源泉徴収票の支払金額をみて判定しますが、年末調整のときに初めて父を扶養家族にしたとのことなので、扶養家族となるかどうかは年末調整のときに判定していると思われます。

65歳以上の方は、経費とみなす公的年金等の控除額が最低120万円あります。よって公的年金等の源泉徴収票の支払金額が基礎控除の38万円をあわせた158万円以下であれば、扶養家族とすることができます。

これまで5年間、父を扶養家族として申告していなかったとのこと。ご自分がこの5年間、所得税の確定申告をしたかどうかで手続きが変わってきます。

会社の年末調整のみ。自分では確定申告をしていない場合

本来確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額等がある場合は、父を扶養家族とすることで、納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。

この申告のことを還付申告といいます。還付申告は確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することが

できます。本日の平成 22 年 2 月 22 日に還付申告する場合、平成 27、平成 26、平成 25、平成 24 までさかのぼることができます。

自分で確定申告をしていた場合

その場合は、更正の請求を行うことができます。

更正の請求は、確定申告書を提出した後に、申告書に書いた税額等に誤りがあった場合に、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正するための手続きです。

請求できる期限は、法定申告期限から 5 年以内ですので、平成 23～27 年分の更正の請求を行うことができます。

還付申告でも、更正の請求でも、会社からのそれぞれの年の源泉徴収票の原本が必要となります。もしお手元がない場合は会社にご請求してくださいね。